

## 社会福祉法人双緑会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人双緑会定款第八条及び第二一条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員等への報酬は、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1に基づきそれぞれの報酬を支給する。ただし、施設長等の施設職員を兼務している場合は、支給しない。

2 交通費は、その実費相当額を別途支払うものとする。

3 理事に対して、一人あたりの各年度の総額が50,000円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

### (監事の出席報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1に基づきそれぞれの報酬を支給する。

2 監事が理事会及び評議員会に出席した以外に、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2に基づき報酬を支給する。

3 交通費は、その実費相当額を別途支払うものとする。

4 監事に対して、一人あたりの各年度の総額が50,000円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

### (報酬の支払方法)

第5条 報酬の支払は、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税を控除した額を支払う。

(規程の準用)

第6条 評議員選任・解任委員についても、別表1に基づき報酬を支給する。

(改廃)

第1条 本規程は評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は平成29年4月1日から施行する。

別表1

名称	報酬
理事会出席報酬	3,000円
評議員会出席報酬	3,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	3,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。

別表2

名称	報酬
監事監査出席報酬	3,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。